

第6回 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：平成29年10月2日（月）
午後6時30分～8時30分
場 所：菊池恵楓園自治会ホール

次 第

1 開 会

2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ

3 議 題

(1) 宗教界の取組について（曹洞宗 法泉寺 住職 藤井慶峰 氏）資料 1

(2) 県の取組状況等について 資料 2 の 1 資料 2 の 2

(3) その他

4 閉 会

ハンセン病患者及び元患者とその家族及び親族に対する謝罪と人権回復のための啓発活動に尽力することの決議

決 議 文

宗門は、国のハンセン病政策に追随し、荷担してきたことに対して、宗教者として深く謝罪と反省の意を表するものである。

1996年(平成8年)、「らい予防法」が廃止されたが、ハンセン病元患者の方々は、偏見と差別からの真の解放を求め、国に対する損害賠償と正式な謝罪をもとめて「ハンセン病国家賠償請求訴訟」を熊本地裁に提訴した。

2001年(平成13年)5月11日、熊本地裁は国と国会の責任を認め、原告全面勝訴の判決を下した。国及び国会は、「らい予防法」の制定とこの法律を放置してきた責任を認めて、衆参両院議会で謝罪決議をし「ハンセン病補償法」を成立させた。

戦後、全国で特効薬であるプロミンが入手可能になり、ハンセン病は完治する病気になったにもかかわらず、1953年(昭和28年)、国は「らい予防法」を制定し、強制隔離の強化と患者に対する外出制限、違反者に対する罰則を認める懲戒検束規定を設け、さらに、療養所内の婚姻を認める代わりに断種手術、避妊手術を強制し、妊娠に対しては墮胎手術を強制した。

このような「非人道的」ハンセン病政策の中で、患者と完治した元患者は、療養所の内外で「人として生きる権利」を奪われ続け、また、その家族や親族も偏見と差別によって、地域社会の中で安らかな生活を送ることさえ許されなかった。

このハンセン病問題では、国や国会がその責任を認め謝罪したことは当然である。私たち宗門人は、両祖の教えを信仰する宗教者として、さらに深くその責任の重さを認識しなければならない。

わが国のハンセン病政策の中で、近年に至るまで、わが宗門では、一度として患者の側に立って、国の「非人道的政策」に異議を唱えることはなかった。むしろ「悪しき業論」による布教によって国民の意識の中に「偏見と差別意識を助長した」と言っても過言ではないし、慰問布教の名のもとにハンセン病患者・元患者の方々にあきらめを説いてきた歴史的事実がある。

すなわち、この病が過去世において三宝や「法華經」などを誹謗中傷した悪業の報いであると、「悪しき業論」の典型として説明され続けてきたのである。さらに、悪業の結果としてのハンセン病は、懲悔と仏法帰依によって救済されるしつつも、「非人畜病狂死者引導法并符」という差別切紙においては、ハンセン病者の絶滅思想をも伝承してきたのである。

ハンセン病の方たちに対して、菩薩行に生きるべき宗門人が両祖の教えに反して、無慈悲な所業をなしたことは誠に慚愧に耐えない。

宗門においては、「宗典・祖錄・説教の点検」「悪しき業論の克服」の取り組みの中で、「曹洞宗全書」点検作業に関する中間報告や研修用教材の作成、あるいはさまざまな研修会や講習会等の人権学習において、元患者の方々の講演、療養所での現地学習を行ってきたが、全宗門的な取り組みとしては、不十分であったと言わざるをえない。

よって本宗議会は、このような過去の重大な過ちを認め、ハンセン病患者及び元患者、ご家族、ご親族に対して深く反省し謝罪の意を表するとともに、宗門を挙げてハンセン病患者及び元患者の方々の人権回復の為の啓発活動に取り組む決意をあらたにし、さらに、死後も故郷へ帰ることのできなかつた全国のハンセン病療養所の納骨堂に眠る2万3000人の精霊に哀悼の意を表し、そのご遺骨の帰郷運動に力を尽くす決意であることを表明するものである。

右、決議する。

2001(平成13)年6月28日 曹洞宗宗議会

「ハンセン病国家賠償請求訴訟」判決についての見解

私ども、「同和問題」にとりくむ宗教教団連帯会議は、部落差別をはじめとする一切の差別を解消することを目的とする69宗教教団の連帯組織であります。

本日、午前10時に、熊本地方裁判所において、ハンセン病国家賠償請求訴訟第一次原告団に対する判決が言い渡されました。結果は、国のハンセン病施策の誤りを認め、「らい予防法」による隔離政策と同法の廃止をしなかった国会の責任も認め、原告に対して賠償金の支払いを命じました。

これは、司法が国の違法性を明確に認めるものであり、原告の完全勝訴と言えましょう。今回の熊本地裁の判決は、ハンセン病に対する社会の偏見や差別の解消に大変大きな力になることは間違ひありません。

國は、控訴を取り止め、元ハンセン病患者の方々の人権回復、社会復帰の施策を推進するよう要望いたします。

さて、私たち宗教者の責任を考えるとき、宗教界の中にも、ハンセン病に対する偏見から、現状を肯定し、あるいは間違った布教を通して、国の「らい予防法」の廃止を遅らせ、偏見と差別を温存助長することにつながったことを、反省しなければなりません。

また、私たちは、一方では国と同様に責任を問われる立場であり、私たち宗教者自身が問われていることを忘れてはなりません。

今後、私たち宗教者は、今回の熊本地裁判決を契機とし、元ハンセン病の患者さんたち、その家族や親類縁者の皆さまが、差別と偏見から解放される社会が実現するまで、啓発活動を力強く推し進めていく所存です。それこそが、私たち宗教者に課せられた責務であり過去の過ちに対する償いと考えます。

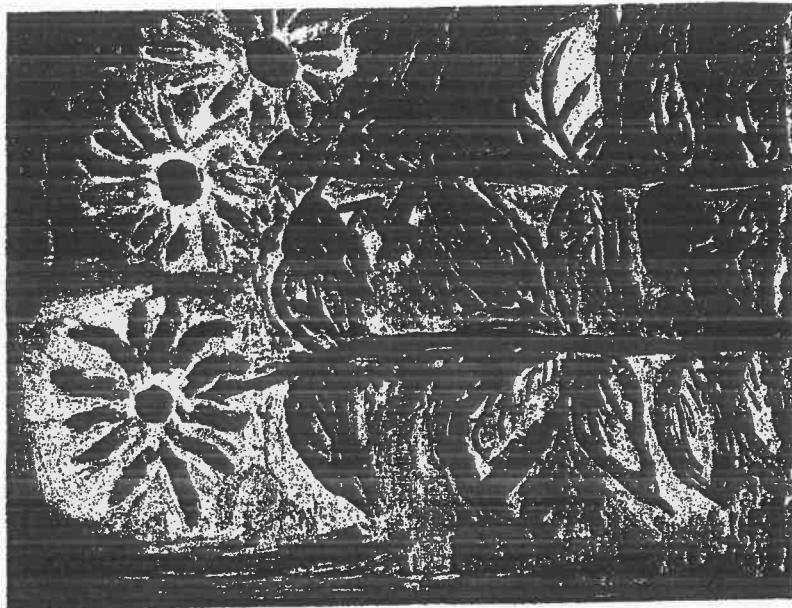
以上、この度の判決について見解の表明をいたします。

2001年5月11日

『同和問題』に取り組む宗教教団連帯会議 議長 黒柳 祖道

菊池野

通卷第650号



菊池野 楽園入所者自治会機関誌 2009.8.9

私の見た「小島の春」

曹洞宗法泉寺住職

藤井慶峰

もう八年ほど前のこと、旧合志町のヴィーアルで開催された映画「小島の春」の上映会に参加した私は、熊本日日新聞の記者に感想を求められました。

その時、映画の構成上の問題などを指摘して「無らない県運動を正当化しハンセン病に対する偏見差別を助長するという意味でひどい映画だ・・・」と答えました。翌日の新聞の見出しには「差別を助長するひどい映画だという感想も」と書かれていて、後日、小川正子女史の関係者からインタビューに対する抗議の声が入を介して届きました。

私は、映画を批判したのであって、小川正子女史と小説「小島の春」を批判した訳ではありません。

今回、「菊池野」に寄稿する機会を頂きましたので

「小島の春」について書いてみたいと思います。

映画「小島の春」は、戦前の瀬戸内海の島々を回ってハンセン病者の治療と長島愛生園への入所を勧め、患者の救済活動に奔走する女医の姿を小説にした、小川正子女史原作のベストセラー「小島の春」が、昭和十五年に映画化され翌年に全国で上映されたものです。

昭和十六年は、太平洋戦争へと突入していく年であります。この映画は、献身的な女医の姿と親子や兄弟の別れの場面が描かれており涙を誘います。当時の帝国主義思想とは相反するのではないかとさえ思われます。では、何故、この時代に映画化されたのでしょうか。

当時は、ハンセン病は遺伝病、伝染病、国辱病などと言われ、「國の弱体化を招く」と考えられていました。その為、昭和六年に「療育法」が制定され、渋沢栄一や財閥、内務官僚によって「療育協会」が設立され、全患者を収容するための「無療育運動」が始まりました。

この映画は、「無療育運動」を強力に推進し、その成果を上げるために製作されたと私は考えています。もちろん、原作者小川正子女史の医師としての献身的

な活動は、決定的な治療法が確立されていなかったその時代にあっては高く評価されてしかるべきだと思います。

「小島の春」を評価する時には、原作者である小川正子と小説「小島の春」と映画「小島の春」は同じではないということを前提に考えなければなりません。

先ず、小説「小島の春」の序文を読んでみると、先に述べた「無編県運動」の推進役としての役割を読み取ることができます。

下村海南氏の序文の最初に「一等国中の二等国である日本には、まだ癡の患者が至るところに、医療の手当ても恵まれずに散らかっている。歐米各国では患者の全部が隔離・収容され、それぞれに手当を受け余生を送っている。そうした患者が相ついで天命を終わった時に、その国には癡が撲滅されるのである。日本では、まだ万余を数える伝染病を持つ不幸なる患者が野放しになつてゐるのである。」

また、長島愛生園の光田健輔園長は「この頃大陸に銀翼を振つての皇軍海陸の荒蠻が、武装都市を爆撃して世界の人々を驚嘆せしめているが、女史にして男であつたなら、或いはこの途を選んだかも知れない。し

かし、女性として救難戦線に投じた愛の爆弾は高知、徳島、岡山、東京等の各地において不発に終わった事はない。或いはその地の有司を動かし、或いは地方の有力者を動かし、十坪住宅の運動乃至無編県の運動を刺激し、まき起こしている。女史から癡の話をきいた人々は、遺伝の迷信からさめ、伝染を如何に根絶すべきかを衷心から考える。」と記しています。

この両者に共通しているのは「無編県運動を正当化しその推進役」としての小川正子氏を高く評価していることです。

小説本文中の一二三頁から始まる「桃の女」の一二五頁には、ひつそりと山の中に隠れ住んでいた娘に対して、療養所への入所を勧める場面が描かれています。入所を勧める女医に対して、娘は「うちのようなもの、もうどうなつたって仕方ありませんなあ、こんな業病ですらあ」とあきらめの言葉を発します。その後、女医は娘の両親に会いに行きます。ここでは、母親が「あれはなあ、恥さらしもんでなあ、あかんこつちや。」とわが子に対して「恥さらし」と断定し諭めの心境を語っています。

この場面を映画では、娘と母親の言葉は殆どそのま

まのまま忠実に再現されています。

ますが、父親が母親の後に登場し「。あけんなあ業病に取り付かれたもんが不幸せなんじや。」と女医に話します。この場面はまさに「国辱病」「業病」「天刑病」という意識を強調し、「宿命」、「運命」であると諭めを説いています。

映画「小島の春」は、女医の献身的な活動と愛する家族が引き裂かれる深い悲しみ、ハンセン病を患つて苦しみの底にある患者と家族の苦悩を描いて涙を誘い、その苦悩を救うのが療養所であると強調しているのです。

こうした観点から、私は、映画「小島の春」は、小川正子女史と小説「小島の春」を、国がハンセン病の隔離政策に利用した「国策映画」だと断定せざるを得ないのであります。

(宇土市在住)



1、世界宗教者平和会議での差別発言

1979年（昭和54年）9月、アメリカのプリンストンで開催された第3回世界宗教者平和会議に於いて、当時全日本仏教会理事長を務めていた曹洞宗宗務総長が、現実問題部会・第三分科会の中で、日本における部落問題の文言の削除を求めた発言。

- ① 日本に部落問題、部落差別というものはない。
- ② 部落解放を理由に何か騒ごうとしている者がいるだけ。
- ③ 政府も自治体も誰も差別をしていない。
- ④ だから日本においては、現在、部落問題、部落が差別されているようなことは現実にない。
- ⑤ 日本の名誉の為にも部落問題の個所は報告書から削除して貰いたい。

この差別発言に対する曹洞宗に対する確認会や糾弾会学習会が曹洞宗だけでなく、他の教団宗派が本格的に人権問題に取り組む契機となった。

1981年（昭和56年）53の教団（現在は64教団）と三連合体が「同和問題の解決なくしては、もはや宗教者たり得ない」と「同和問題」に取り組む宗教教団連帯会議を結成した。

糾弾学習会の中で宗門の中に存在する差別事象が明らかになる。

- ① 過去帳や墓石に刻まれた差別戒名や差別記載。
- ② 差別儀礼の伝承。
- ③ 檀家制度を利用する身元調査の実態。

2、宗教統制と檀家制度

1600年の関ヶ原の戦いで勝利した徳川家康は体制を確立する為に中央集権的な統制を進めます。宗教統制も支配体制を確立する為に1601年から1615年にかけて寺院統制令を出す。これは、京都を中心とした本山格の寺院を抑えることが目的でした。本寺と末寺を明確にし、寺院と檀家の関係も支配関係を確立させるために「寺請証文」、「宗門人別改帳」を設けて支配関係を強固にしていきました。これは、キリストンや藩によっては、薩摩藩や相良藩などでは、一向宗を抑えるためにも利用された。

3、悪しき業論による差別の助長

病気や怪我、様々な身体的、精神的な障害を持つ人に対して「過去世の悪業の報いによる結果だ」として諦めを説いた。それは、偏見と差別を助長する結果となり差別を正当化することになりました。

4、 無らい県運動と仏教

檀家制度、差別儀礼、差別戒名と悪しき業論の展開が人々の意識の中にハンセン病に対する偏見と差別を強く植え付けてきたこと、ハンセン病患者の方々に対して諦めを説いてきた。

5、 小説「小島の春」と映画「小島の春」

昭和15年に映画化された小説「小島の春」が無らい無県運動に果たした役割について

6、 曹洞宗のハンセン病問題に対する取り組み

先述の通り、平成13年6月28日の曹洞宗宗議会による謝罪決議、その後、全国の療養所を訪問し謝罪と懺悔の法要を実施し、人権主事や僧侶の研修を実施し啓発活動に取り組む。

ここ菊池恵楓園でも曹洞宗熊本県第一、第二宗務所と九州管内僧侶の協力で1月には、入所者の皆様の無病息災をお祈りする大般若祈祷法要を実施し、8月には、亡くなられた方々の為に大施食法を行っている。

一番大切なことは啓発活動です。参加した僧侶が療養所に来て入所者の皆様の話を聞き、ハンセン病について正しく学び、いろんな機会にハンセン病問題について正しい情報を檀信徒や一般の方々に正しく伝えることが重要。

人権啓発ビデオ「ハンセン病問題、私たちが問われているもの」もそのひとつ。

7、 遺骨の帰郷運動 死んでからも帰れない現実がある。

遺骨に対する考え方は、教団によって、坊さんによっても違う。「遺骨は帰さなくても良い」とはっきりと言う坊さんも居る。

曹洞宗では、「故郷の地に眠りたい」という人がいる限り、その切なる思いを、切なる願いを叶えるように努力しなければならない。

8、 母の日のカーネーションと父の日のバラのプレゼント

啓発活動に繋がっている。

平成29年度ハンセン病問題普及啓発に係る取組状況

【健康づくり推進課】

事 業 名	事 業 内 容
(1) 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会 (第6回、第7回)	<p>概 要: 熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書の提言を受けて設置された委員会。県及び関係各界が連携して行うハンセン病問題の啓発のあり方等を検討。年2回開催を予定。</p> <p>実 施: 第6回：宗教界からの報告（平成29年10月） 第7回：中間取りまとめ（平成30年3月）（予定）</p>
(2) 菊池恵楓園訪問事業 「菊池恵楓園で学ぶ旅」	<p>概 要: 県民が、菊池恵楓園を訪問し、施設・資料館見学、入所者との交流を通して、ハンセン病に対する正しい理解を深めることを目的として実施。</p> <p>実 施: 平成29年7月25日、10月12日（予定） 参加者: 一般県民、教職員、県職員等 139名、61名</p>
(3) ハンセン病問題啓発パネル展	<p>概 要: 6月22日「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」に併せて、県民がハンセン病問題について考え、正しい知識を得るためにパネル展を開催。</p> <p>実 施: 県民交流館パレア（平成29年7月） <その他> 県庁地下通路展示（平成30年1月）（予定）</p>
(4) 第2回 熊本県ハンセン病医療・福祉研修会	<p>概 要: 療養所退所者等が療養所外の医療・高齢者施設を快適に利用できる環境整備のために、医療・福祉従事者向けのハンセン病に関する研修会を開催。</p> <p>実 施: 平成30年2月 恵楓園社会交流会館（予定） 参加者: 医療・福祉従事者等 内 容: 資料館見学、医療編、福祉編の各講義</p>
(5) ふるさと訪問事業	<p>概 要: 本県出身入所者の方に、ふるさととの絆を深めてもらうことを目的に県内各所の訪問事業を実施。</p> <p>実 施: 平成29年11月 ①星塚敬愛園、大島青松園 → 阿蘇方面 ※大島青松園は対象者が体調不良により不参加 ②菊池恵楓園 → 上天草方面</p>
(6) 啓発リーフレットの配布	<p>概 要: 啓発パンフレットを作成し、市町村、高等学校等に配付する。</p> <p>実 施: 平成30年3月 40,000部</p>
(7) ①「熊本ふるさと便」お届け ②地元新聞の送付	<p>概 要: 全国の本県出身入所者の方に、ふるさと熊本を感じてもらうため、県産品、地元新聞を送付。</p> <p>実 施: ①県特産品詰め合わせを7療養所98人に送付（平成29年12月）、②2療養所（毎月）</p>

平成29年度ハンセン病問題普及啓発に係る取組状況報告書

担当者 職・氏名：指導主事・益崎恭行

内 線： 6773

事業名（研修会、講演会等）	事業内容（概要、実施日、対象者、参加者数等）
・平成29年度若手教職員のための菊池恵楓園現地研修	<p>・概要：「菊池恵楓園での現地研修を通して、ハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上及び実践的指導力を高める」ことを目的に、平成27年度から開始した事業。</p> <p>平成29年度までの3年間で、熊本市を除く公立小・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校すべての学校からの参加で実施できた。平成29年度は私立学校からも参加があった。</p> <p>主に、教職10年経験程度までの教職員を対象として実施した。なお、研修参加者には、事前学習として「ハンセン病問題啓発DVD」の視聴を課すとともに、研修終了後は各学校での伝達研修を義務付けた。</p> <p>・実施日：平成29年6月20日（火）</p> <p>・対象者：県内の公立小・中学校・義務教育学校・八代市立八代支援学校及び私立学校を含む若手教職員を中心とした約180名（県立学校は平成27年度に全校参加済み）</p>
・「ハンセン病回復者等の人権」に関する研修	<p>・概要：「ハンセン病回復者等の人権」に係る教職員の基本的認識を深めるとともに、実践的指導力を高めるため、各学校の実態に応じた校内研修の実施をお願いした。併せて、平成28年度の新規採用者等の視聴していない者に対しては「ハンセン病問題啓発DVD」の視聴による研修をお願いした。</p> <p>なお、「平成29年度若手教職員のための菊池恵楓園現地研修」の参加者には視聴覚機器を活用した研修教材等を作成した上での校内研修の実施をお願いしている。</p> <p>・実施日：平成29年度 隨時（各学校等が決定）</p> <p>・対象者：教職員、PTA</p>
・地域人権教育指導員研修会	<p>・概要：菊池恵楓園での現地研修を通して、ハンセン病回復者等の人権についての地域人権教育指導員の基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上を目的に研修を実施。</p> <p>・実施日 平成30年2月27日（火）（予定）</p> <p>・対象者 地域人権教育指導員</p>
・人権教育に関する研修会	<p>・概要：学校教育及び社会教育において、「ハンセン病回復者等の人権」をはじめとする様々な人権問題について、人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権教育を推進するための指導力向上を目的として研修を実施。「人権教育・啓発リーフレット」を各種研修会で配付し、ハンセン病問題が本県の重要な人権課題であることを周知した。</p> <p>・実施日：平成29年度年間計画による。</p> <p>・対象者：教職員、PTA、社会教育主事、地域人権教育指導員、社会教育指導員等</p>

平成30年度ハンセン病問題普及啓発に係る取組計画（案）

【健康づくり推進課】

事 業 名	事 業 内 容
(1) 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会 (第8回、第9回)	<p>概 要：熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書の提言を受けて設置された委員会。県及び関係各界が連携して行うハンセン病問題の啓発のあり方等を検討。年2回開催予定。</p> <p>実 施：第8回 平成30年9月、第9回 平成31年3月</p>
(2) 菊池恵楓園訪問事業 「菊池恵楓園で学ぶ旅」	<p>概 要：県民が、菊池恵楓園を訪問し、施設・資料館見学、入所者との交流を通して、ハンセン病に対する正しい理解を深めることを目的として実施。</p> <p>実 施：平成30年7月、8月</p> <p>参加者：一般県民、教職員、県職員等</p>
(3) ハンセン病問題啓発パネル展	<p>概 要：6月22日「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」にあわせて、県民がハンセン病問題について考え、正しい知識を得るためにパネル展を開催。</p> <p>実 施：県民交流館パレア（平成30年6月） <その他> 県庁地下通路展示（平成31年1月）他</p>
(4) 熊本県ハンセン病医療・福祉研修会 (第3回)	<p>概 要：療養所退所者等が療養所外の医療・高齢者施設を快適に利用できる環境整備のために、医療・福祉従事者向けのハンセン病に関する研修会を開催。</p> <p>実 施：平成31年2月頃</p> <p>内 容：医療、福祉に関する各講義等</p>
(5) ふるさと訪問事業	<p>概 要：本県出身入所者の方に、ふるさととの絆を深めてもらうことを目的に県内各所の訪問事業を実施。</p> <p>実 施：平成30年11月 星塚敬愛園、大島青松園、菊池恵楓園</p>
(6) 啓発リーフレットの配布	<p>概 要：啓発パンフレットを作成し、市町村、高等学校等に配付する。</p> <p>実 施：平成31年1月 50,000部</p>
(7) ①「熊本ふるさと便」お届け ②地元新聞の送付	<p>概 要：全国の本県出身入所者の方に、ふるさと熊本を感じてもらうため、県産品、地元新聞を送付。</p> <p>実 施：①県特産品詰め合わせを7療養所に送付（平成30年12月）、②2療養所（毎月）</p>

平成30年度ハンセン病問題普及啓発に係る取組計画（案）

担当者 職・氏名：指導主事・益崎恭行

内 線： 6773

事業名（研修会、講演会等）	事業内容（概要、実施日、対象者、参加者数等）
・平成30年度若手教職員のための菊池恵楓園現地研修	<ul style="list-style-type: none"> ・概要：「菊池恵楓園での現地研修を通して、ハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上及び実践的指導力を高める」ことを目的に開催する。 熊本市を除く公立小・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校からの参加を予定。 ・実施予定期：未定 ・対象者：県内の公立小・中学校・義務教育学校、高等学校・特別支援学校の教職員 約120名
・ハンセン病回復者等の人権に関する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・概要：「ハンセン病回復者等の人権」に係る教職員等の基本的認識を深めるため、「ハンセン病問題啓発DVD」（平成27年度末配付）等を活用して、各学校の実情に応じて研修の実施をお願いする。 また、「平成30年度若手教職員のための菊池恵楓園現地研修」の参加者が視聴覚機器を活用した研修教材等を作成した上でその校内研修の実施をお願いする。 ・実施時期：平成30年度 随時（各学校等が決定） ・対象者：教職員等
・人権教育に関する研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・概要：学校教育及び社会教育において、「ハンセン病回復者等の人権」をはじめとする様々な人権問題について、「人権教育・啓発リーフレット」等を活用しながら、あらゆる機会を利用して人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権教育を推進するための指導力向上を目的として研修を実施する。 ・実施日：平成30年度 随時 ・対象者：教職員、PTA、社会教育主事、地域人権教育指導員、社会教育指導員等

熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会「中間報告書」について
(事務局案)

○中間報告書構成（案）※【】内は執筆者

①はじめに【内田委員長または事務局】

②各回の概要【事務局】

第2回 医学界からの報告

第3回 福祉界からの報告

第4回 法曹界からの報告

第5回 マスコミ界からの報告

第6回 宗教界からの報告

③県の取組状況報告等【事務局】

・県の取組状況及び取組予定について

・県の施策への反映状況について

④中間取りまとめ【内田委員長または事務局】